

2川健介保第243号
令和2年4月14日

市内総合事業指定介護事業所 管理者 様

川崎市健康福祉局長寿社会部介護保険課長

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る介護予防・生活支援サービス事業の
取扱いについて（通知）

日頃から、本市介護保険事業に御理解、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症対応にかかる介護サービスの運営及び請求については、厚生労働省発出の通知に沿って御対応等をお願いしているところです。

これらを受けまして、介護予防・生活支援サービス事業につきましても、新型コロナウイルスの感染拡大が収束に向かうまでの当面の間、厚生労働省発出の「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」（令和2年4月13日時点で第8報まで発出済み）を準用して運用・請求くださいますようお願いいたします。

なお、通知は本市ホームページに掲載しておりますので、御確認くださいますようお願いいたします。

【掲載場所】

川崎市ホームページ>くらし・手続き>福祉・介護>高齢者・介護保険>介護保険制度
>事業者入口>指導・監査関係>令和2年度 指導・監査関係情報>介護事業所等における
新型コロナウイルス感染症への対応等について

<http://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000114508.html>

(介護保険課給付係担当)

電 話 044-200-0447

F A X 044-200-3926

【新型コロナウイルス関係】

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る川崎市介護予防・生活支援サービス事業の取扱いについては、

「**新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る介護予防・生活支援サービス事業の取扱いについて（令和2年4月14日付2川健介保第243号）**」

のとおりとなりますので、御確認ください。

【掲載場所】

トップページ > くらし・手続き > 福祉・介護 > 高齢者・介護保険 > 介護保険制度 > 事業者入口 > 介護予防・日常生活支援総合事業 > 説明会・通知

<http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/23-1-11-3-13-1-0-0-0-0.html>

問1 新型コロナウイルスの発生に伴い、川崎市介護予防・生活支援サービス事業において訪問型サービス・通所型サービスを提供する事業者が休業を行った場合の請求方法はどうか。

新型コロナウイルスの発生に伴い、事業を休業した場合については、契約開始又は解除した場合と同様の取り扱いといたします。

問2 通所型サービス事業所が、利用者からの連絡を受ける体制を整えた上で、居宅を訪問し、個別サービス計画の内容を踏まえ、できる限りのサービスを提供した場合について、川崎市介護予防・生活支援サービス事業での取扱いはどのようになるのか。

利用者等の意向を確認した上で、提供したサービスについて、計画に位置付けられている回数については、相応の報酬の算定が可能です。（介護予防通所サービス・介護予防短時間通所サービス共に）

なお、川崎市介護予防・生活支援サービス事業の通所型サービスについては、サービス提供時間による報酬区分はありませんので、原則として計画に位置付けた単位数を算定することになります。

問3 通所型サービス事業所が、利用者等の意向を確認した上で行う電話による安否確認について、川崎市介護予防・生活支援サービス事業での取扱いはどのようなになるのか。

通所介護と同様に、利用者等の意向を確認した上で、健康状態、直近の食事の内容や時間、直近の入浴の有無や時間、当日の外出の有無と外出先、希望するサービスの提供内容や頻度等について、電話により確認した場合、あらかじめ計画に位置付けた利用日については、相応の報酬の算定が可能です。(介護予防通所サービス・介護予防短時間通所サービス共に)

なお、川崎市介護予防・生活支援サービス事業の通所型サービスについては、サービス提供時間による報酬区分はありませんので、原則として計画に位置付けた単位数を算定することになります。

問4 通所型サービス事業所が、都道府県、保健所を設置する市又は特別区からの休業要請を受けた場合において、利用者等の意向を確認した上で、その期間に行う電話による安否確認について、あらかじめ計画に位置付けた利用日については、1日2回まで、相応の報酬を算定することが可能であるか。

上記問3のとおり、川崎市介護予防・生活支援サービス事業の通所型サービスについては、サービス提供時間による報酬区分はなく、計画に位置付けた単位数を算定することになるため、算定は1日1回までとなります。